

江東区放課後こどもプラン

江東区版・放課後子どもプランの改定



平成 31 年 3 月
江東区教育委員会

はじめに

本区では、文部科学省と厚生労働省が平成 19 年 3 月に「放課後子どもプラン」を創設したことを踏まえ、平成 21 年 10 月に「江東区版・放課後子どもプラン」を策定し、平成 22 年度より放課後児童クラブと放課後こども教室の連携・一体型事業「きっずクラブ」の全小学校への整備を進めてきました。

平成 29 年度に計画を前倒して全小学校での整備を完了し、現在全 46 の小学校等において、きっずクラブが運営されています。

一方、この間、女性就業率の上昇に伴う留守家庭児童の増加や、働き方の多様化等による児童・保護者のニーズの変化が生じており、放課後の居場所の「量の確保」に加え、「質の向上」が求められています。

これらの状況を踏まえ、文部科学省と厚生労働省は平成 30 年 9 月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの待機児童解消に向けた受け皿の整備、全小学校区での一体型・連携型事業の実施、学校施設の徹底活用、放課後児童クラブの役割の徹底等を目標としたところです。本プランは、国の掲げるこれらの目標に基づき、放課後児童クラブ、放課後こども教室における取組みの方向性を示すものとして策定します。

本書における主な用語

放課後児童クラブ (児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業)

… 共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館等で、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

放課後こども教室 (文部科学省所管の補助事業「放課後子ども教室推進事業」)

… すべての子供を対象として、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動の機会を提供する取組。

児童の権利に関する条約

… 児童の権利に関する条約第3条は、以下のように規定されています。

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

改正児童福祉法

… 平成28年の児童福祉法改正では、第1条(児童の福祉を保障するための原理)において「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること(以下、略)」と定められています。

保留児童

… 放課後児童クラブに申込を希望したものの、第一希望のクラブに入所できなかった児童。

目 次

1 本区の放課後こどもプランが目指す姿 1
2 本プランの目的・位置付け等 1
3 方針 2
4 現状と課題 3
5 取組方針 9
6 プランの推進にあたって 15
参考資料 17

1 本区の放課後こどもプランが目指す姿

- 国の方針を踏まえ、長期的には全放課後児童クラブ・放課後こども教室が小学校内で運営され、両事業がそれぞれの役割を果しつつ、連携していることを目指します。
- 本プランの対象期間においては、児童数の増加に伴い、放課後児童クラブにおいて保留児童の発生が見込まれていることや、小学校内のスペース確保が難しいことから、環境が整うまで、小学校外の放課後児童クラブも引き続き活用します。
- 放課後児童クラブ、放課後こども教室の両事業では児童の権利に関する条約と改正児童福祉法の理念を踏まえ、子どもの主体性を尊重した環境づくりを推進し、子どもの「生きる力」の向上を図ります。

2 本プランの目的・位置付け等

目標年次	平成31年度よりおおむね10年 … 本プランではこのうち前期5年の取組方針を示すものとします。
対象事業	放課後児童クラブ (就労等による留守家庭児童の生活の場：現在のきっずクラブB登録、学童クラブ)
	放課後こども教室 (全児童向けの放課後の自主的な学び・遊びの場：現在のきっずクラブA登録)
目的	きっずクラブが全小学校に整備されたことを踏まえ、事業の質的向上、効率的・効率的な仕組みづくりを主な目的とします。
位置付け	国の「新・放課後子ども総合プラン」における市町村行動計画と位置付けます。

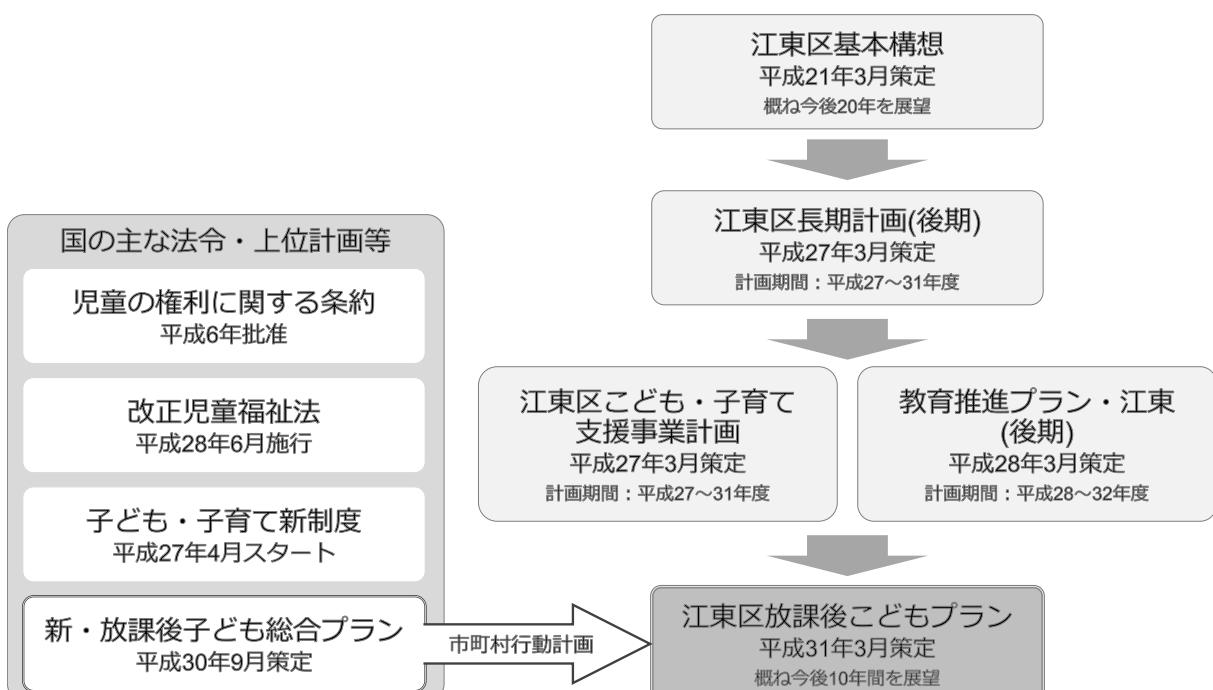


図 本プランと各種計画等の相関図

3 方針

全 体方針

■方針 1 きっずクラブの推進

- … 連携・一体型事業として内容の充実を図り、目標年次までに小学校内の全きっずクラブを一体型若しくは連携型として運営。

■方針 2 わかりやすい事業名称への統一

- … 2種類に区分されていた放課後児童クラブの名称を統一。放課後事業の総称を「きっずクラブ」へ。

量 の確保

■方針 3 放課後児童クラブにおける保留児童対策

- … 小学校において増築等が見込まれる場合には、必要な育成室面積確保に向けた調整を実施。
- … 保留児童が発生している小学校内クラブの開所時間と近隣の小学校外クラブの開所時間を合わせ、利用児童数の平準化を促進。

■方針 4 放課後児童クラブ利用方法の弾力化と

放課後こども教室の開所時間の見直し

- … 放課後こども教室利用児童の放課後児童クラブのスポット利用を可能とし、併せて放課後こども教室の開所時間を見直し。

質 の向上

■方針 5 放課後児童クラブにおける開所時間の見直し

- … 学校休業日の開室時間、授業日・学校休業日の基本閉室時間の見直し。

■方針 6 放課後児童クラブにおける土曜日の育成

- … 「土曜江東きっずクラブ」を放課後児童クラブとして再構築。

■方針 7 放課後こども教室における環境改善と

自主性・自立性を高める仕組みづくり

- … 学習・読書等のスペースと自由遊びや運動等のスペースをそれぞれ分離・確保。
- … 活動場所の選択や登退室に関する制約の緩和による、児童の自主性・自立性の向上。

■方針 8 特別な配慮が必要な児童への適切な対応

- … 放課後児童クラブ入会における審査体制や審査内容等を充実させ、特別な配慮が必要な児童が安全・安心に過ごせる環境づくりを推進。
- … 指導・見守りを通じて、障害への理解と共助の意識を醸成。

体 制づくり

■方針 9 地域との連携と積極的な情報発信

- … プログラムの実施や、放課後こども教室における見守りにおいて地域住民、地域の大学、保護者等との一層の連携を推進。
- … 各クラブの概要・活動内容等を積極的に公開。多言語化も推進。

■方針 10 業務の効率化等による持続性の高い運営方法の推進

- … 限られた人的資源を育成や見守りに充て、児童の安全・安心な居場所づくりを実現するため、効率的な運営方法を推進。
- … 事業費の負担のあり方や、利用料の妥当性等について検証を行い、両事業の質の向上と事業継続性を両立。

4 現状と課題

課題 1 複雑な放課後事業の全体像

- 放課後児童クラブに「きっずクラブ B」「学童クラブ」の2種類の名称が存在し、開設時間等に違いがあります。
- 放課後児童クラブ・放課後こども教室の双方で保護者の就労状況等を要件に延長利用を行っているほか、両事業における児童の過ごし方に相違点が少なく、事業の違いがわかりにくくなっています。

表 放課後事業の実施状況(平成 30 年 4 月現在)

事業主体	江東区				NPO 等
	放課後児童クラブ	放課後こども教室	きっ ず ク ラ ブ B	学童 ク ラ ブ	
対象児童	1~3 年生 ^{※1}	1~3 年生 ^{※1}	1~6 年生	1~6 年生	放課後児童クラブ
保護者就労等要件	有		無 ^{※2}	無 ^{※3}	私立学童クラブ ^{※7}
設置クラブ数	42	19	46	19	1~6 年生
設置場所	学校余裕教室	35(83%)	0	46(100%)	0
	学校敷地内	3(7%)	0	0	0
	児童(会)館等	2(5%)	10(53%)	0	0
	その他	2(5%)	9(47%)	0	3
運営形態	公設公営	8(19%)	7(37%)	8(17%)	0
	公設民営	34(81%)	12(63%)	38(83%)	0
	民設民営	-	-	-	3
開設日	平日	平日	平日	土	平日・土
開所時間	開室時間	8:30	8:30	8:30	
	基本閉室時間	17:00	17:00	17:00(秋冬期 16:30)	
	延長(18 時)	-	15(79%)	46(100%)	クラブに因る
	延長(19 時)	42(100%)	4(21%)	0(0%)	0(0%)
利用料金(年換算)		48,000 円 ^{※4}	48,000 円 ^{※4}	3,000 円 ^{※5}	クラブに因る
延長料金		12,000 円 ^{※6}	12,000 円 ^{※6}	0 円	専用区画
設備要件		専用区画(1.65m ² /人)		なし	法令に基づく
職員要件		法令・区条例による基準有	区内規による基準有		

※1. 4~6 年は特別支援学級等の児童のみ対象。

※2. 延長利用には保護者就労等要件有。

※3. きっずクラブ A, B, 学童クラブいづれかに登録している児童が対象。

※4. 18:00までの料金。間食費を除いた値。

※5. 延長利用に対する保護者負担なし。

※6. 18:00 を超えて 19:00 まで利用する場合の料金。

※7. 放課後児童健全育成事業のうち、江東区学童クラブ運営要綱に準じて運営される区内の私立学童クラブ。本区は、「私立学童クラブ運営事業補助要綱」に基づき、補助金を交付しています。

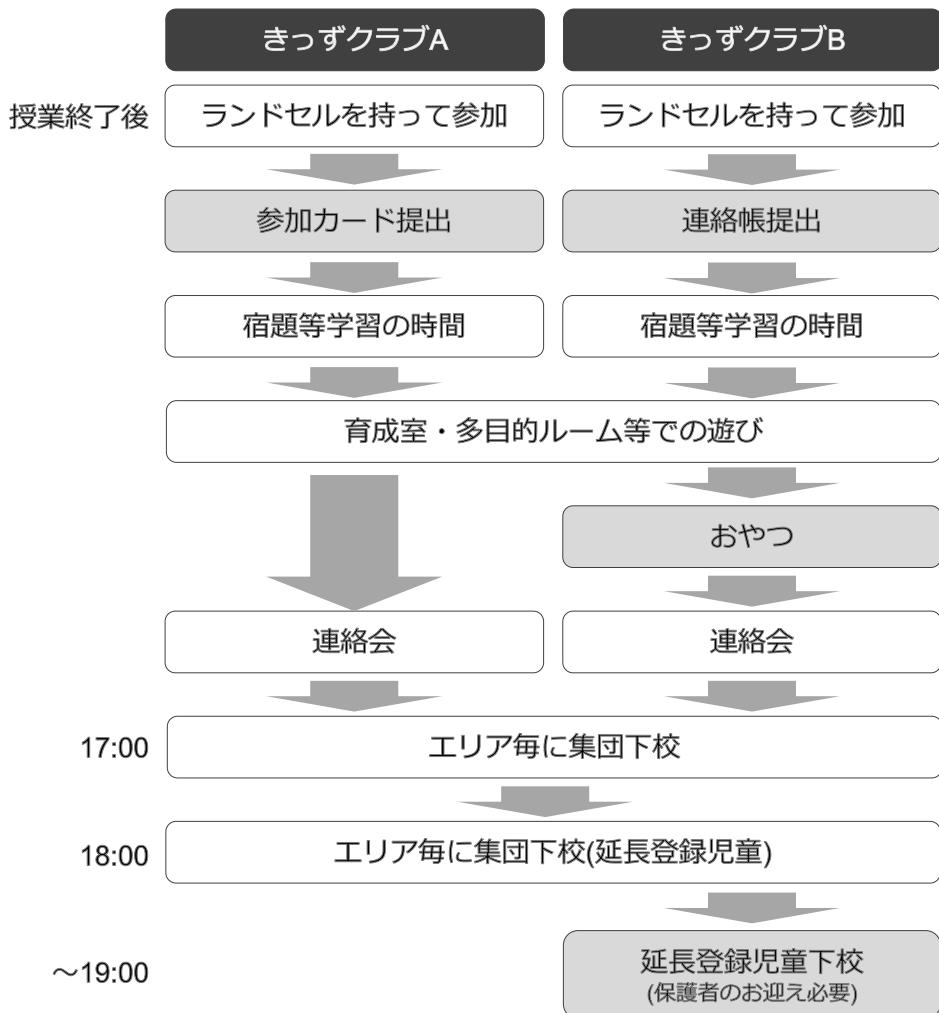


図 現在のきっずクラブ A・B における標準的な 1 日の流れ

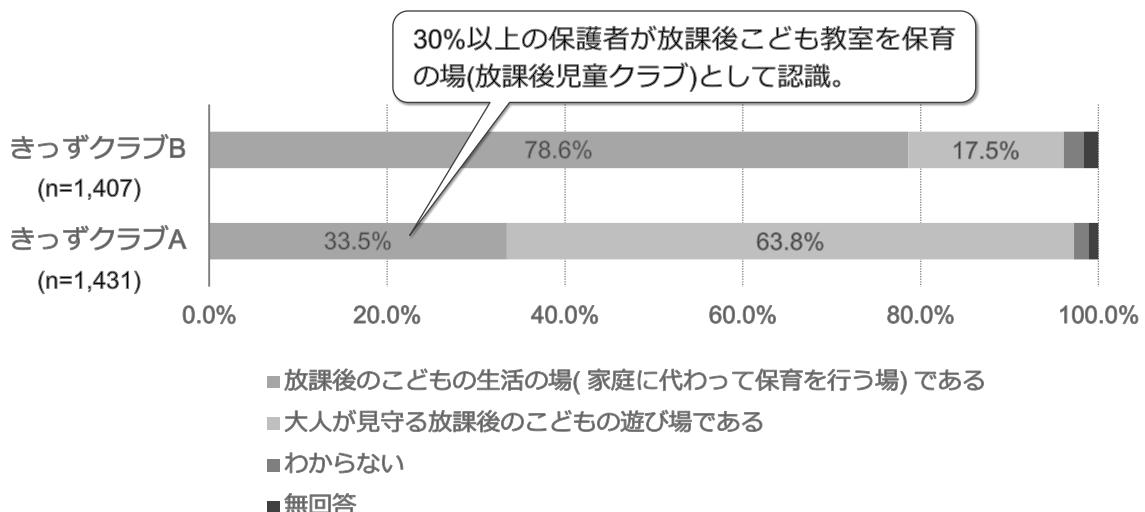


図 きっずクラブ A・B に対する保護者の認識
(出典：平成 30 年度 江東区放課後児童の支援等に関する意向調査)

課題 2 放課後児童クラブ利用児童数増加への対応

- 本区では計画的に「江東きっずクラブ」の整備を進めるとともに、「学童クラブ」の適正配置を行いながら、放課後児童クラブの量的拡充を図ってきました。
- 今後、年少人口の増加に伴い、放課後児童クラブ利用児童数の緩やかな増加が見込まれていますが、区全体の需給バランスは当面確保される見通しとなっています。
- ただし、一部の放課後児童クラブでは小学校内の放課後児童クラブに需要が偏在していることなどにより、保留児童の発生が見込まれています。

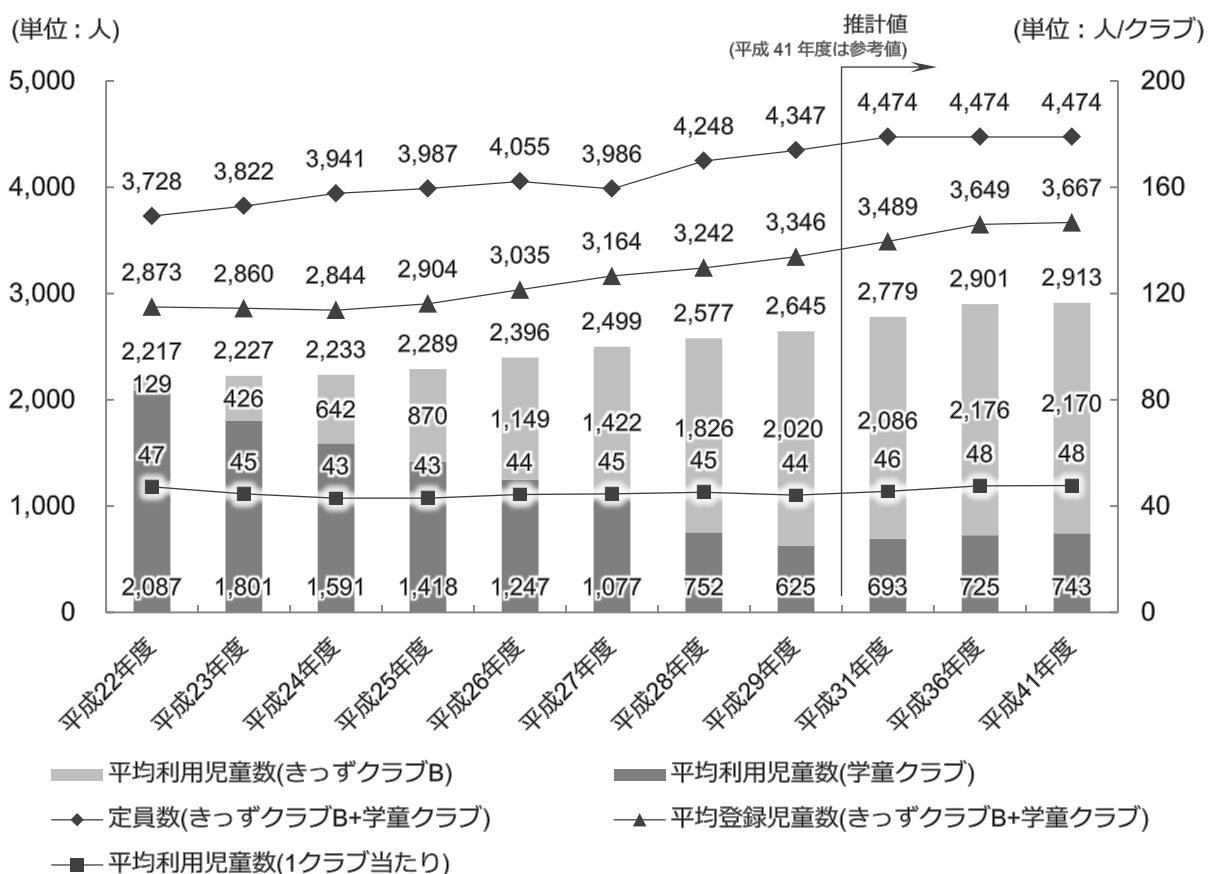


図 放課後児童クラブの平均利用児童数等の推移と見込み

表 放課後児童クラブにおける保留児童数の見込み

	平成30年度 (4月1日時点)	平成31年度 (推計値)	平成36年度 (推計値)	平成41年度 (参考値)
保留児童数計	84名 (9クラブ)	104名 (7クラブ)	206名 (11クラブ)	331名 (10クラブ)
きっずクラブB	84名 (9クラブ)	53名 (5クラブ)	127名 (10クラブ)	227名 (7クラブ)
学童クラブ	0名 (0クラブ)	51名 (2クラブ)	79名 (3クラブ)	104名 (3クラブ)

※ 将来需要推計…

長期計画(後期)における地区別年少人口、各放課後児童クラブ・放課後こども教室の登録・利用率等から推計。

課題 3 保護者の就労状況等に合わせた放課後児童クラブの開所時間

- 意向調査の結果、約 65%の就労保護者が 8 時 30 分より前に自宅を出発し、放課後児童クラブの基本閉室時間 17 時までに帰宅できている就労保護者は約 20%となっています。
- なお、約半数の就労保護者が 19 時以降に帰宅する一方で、区立放課後児童クラブにおいて 18~19 時の延長利用をしている児童の割合は約 11%となっています。

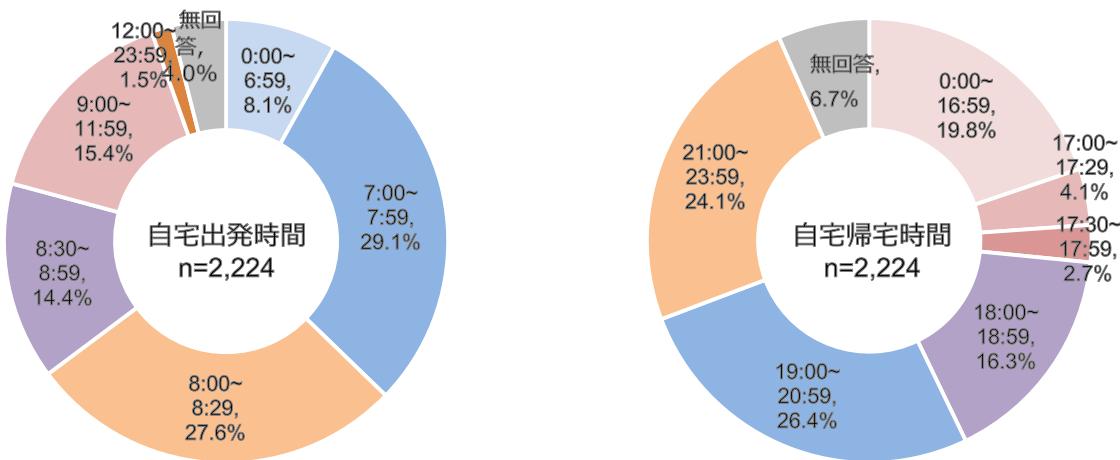


図 就労保護者(父母)の自宅出発・帰宅時間
(出典：平成 30 年度 江東区放課後児童の支援等に関する意向調査)

表 きっずクラブ B における 18~19 時延長登録利用状況(平成 29 年度)

	平均登録児童数(a)	平均延長登録児童数(b)	平均延長利用児童数(c)
児童数	2,542	947	268
登録利用割合	—	37.3% (b/a)	28.3% (c/b) 10.5% (c/a)

参考表 本区の認可保育園と放課後児童クラブの開設時間の比較(平成 30 年 4 月時点)

	保育園(C)	保育園(BII)	きっずクラブ	学童クラブ
開室時間	7:30	7:30	8:30 ^{※1}	8:30 ^{※1}
最終閉室時間	18:30	20:30	19:00	18:00 ^{※2}

※1. 学校休業日における時間

※2. 一部クラブは 19:00

課題4 土曜江東きっずクラブの位置づけ

- 放課後こども教室に準じた運営を行う「土曜江東きっずクラブ」は、土曜日就労世帯の児童を中心に利用されていますが、「新・放課後子ども総合プラン」において、「放課後児童クラブの役割の徹底」が示されていること等を踏まえ、同事業の位置づけの再考が必要となっています。
- なお、平成29年度における土曜江東きっずクラブの利用者数は1ヶ所あたり、平均14人程度となっており、区内の全放課後児童クラブにおいて土曜日開所を行った場合、1か所あたりの利用児童数が著しく少なくなることが想定されます。一定の集団活動を行うことができるような運営方法を検討する必要があります。

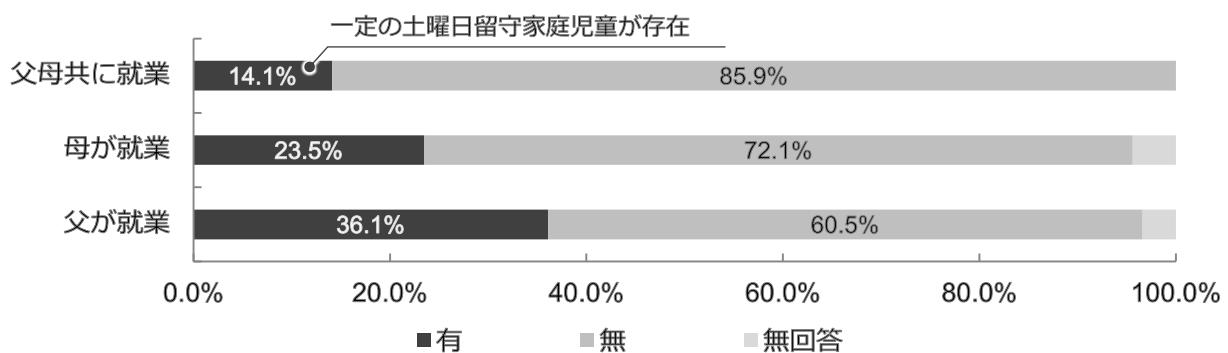


図 土曜日の保護者(父母)就労状況
(出典：平成30年度 江東区放課後児童の支援等に関する意向調査)

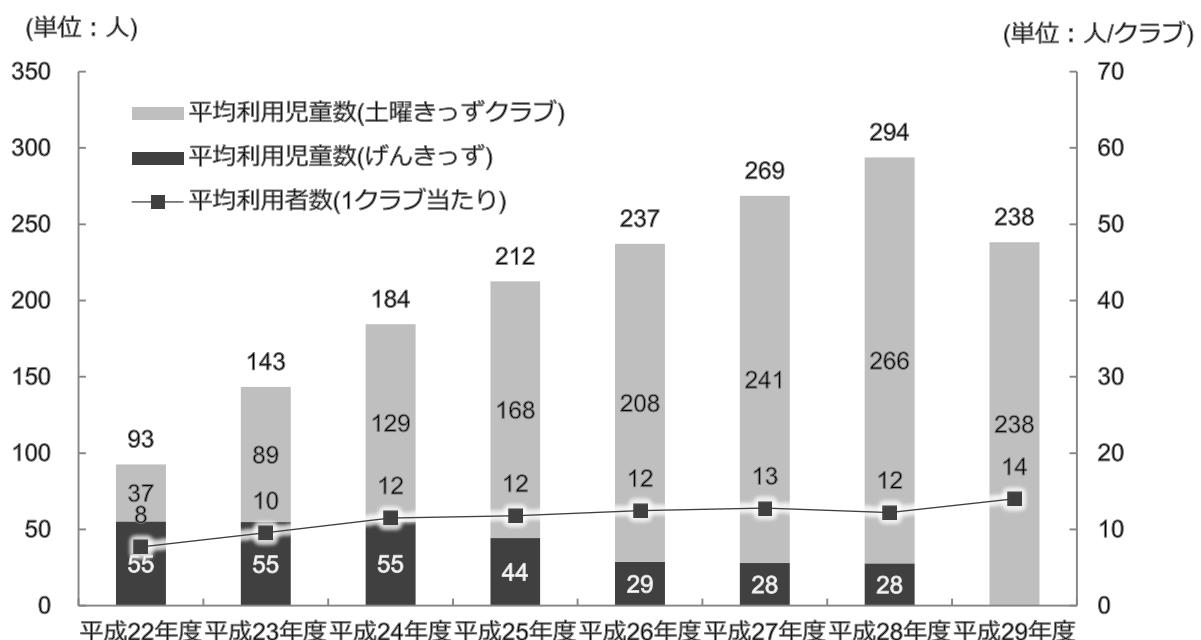


図 本区における放課後こども教室土曜日利用児童数推移

課題 5 放課後こども教室利用児童数増加への対応

- 児童数の増加に伴い、放課後こども教室の平均利用児童数も増加の見込みとなっています。
- 意向調査では、きっずクラブ A を利用しない理由として「活用内容や環境に魅力を感じていない」を挙げている回答者が、他事業と比べて多くなっています。

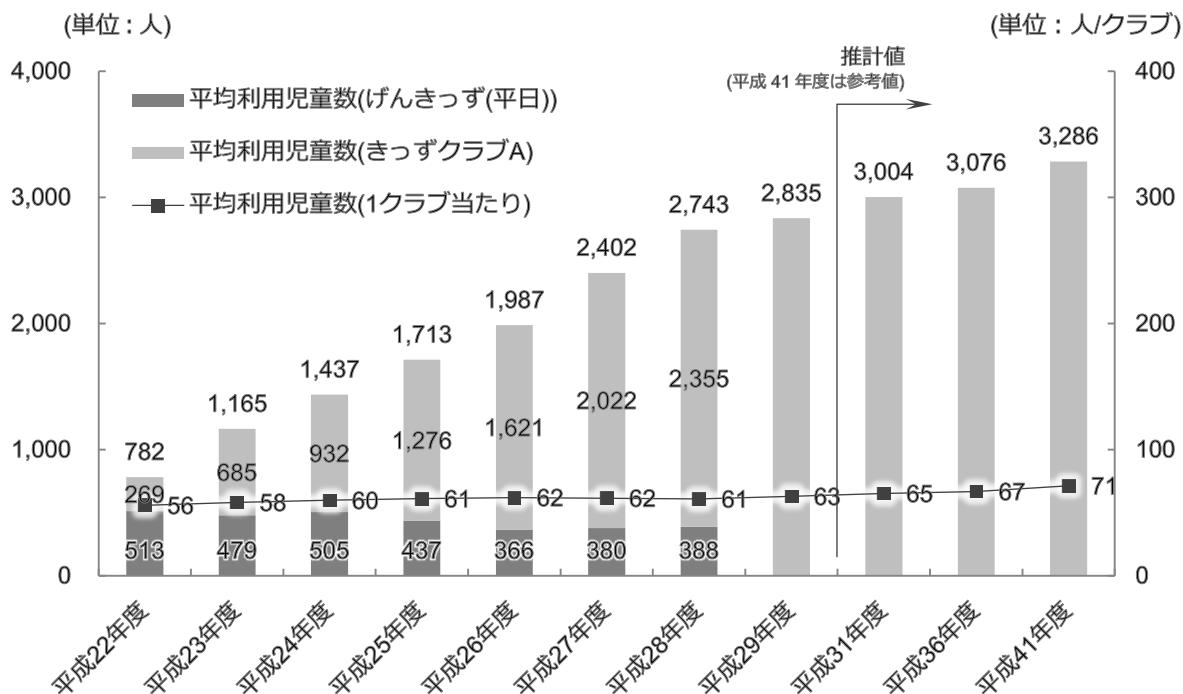


図 放課後こども教室の平均利用児童数の推移と見込み

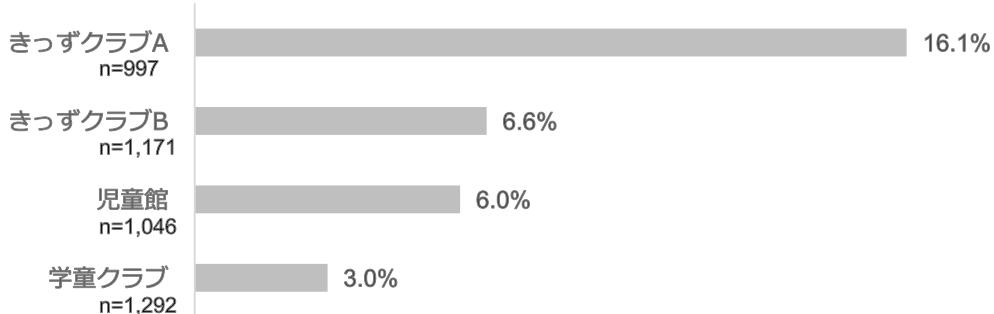


図 活動内容や環境に魅力を感じない割合(非利用者)
(出典：平成30年度 江東区放課後児童の支援等に関する意向調査)

課題 6 特別な配慮が必要な児童への対応

- 放課後児童クラブ・放課後こども教室では障害児の利用が一定程度あります。今後の児童数の増加を見据え、配慮が必要な児童の受け入れ環境・体制づくりが必要となっています。
- 障害児においては放課後デイサービスと放課後児童クラブ・放課後こども教室を併用することも多く、関係所管課との連携が一層求められています。

5 取組方針

方針 1 きっずクラブの推進

- 全国の自治体では、主に以下 4 類型による放課後こどもプランが展開されていますが、本区では、それぞれの事業目的と役割を踏まえ、国の推進する一体型・連携型による放課後こどもプランとして「きっずクラブ」を引き続き推進します。
- 放課後児童クラブが未設置の小学校では、学校内にスペースが確保されるまでの間、近隣の放課後児童クラブとの連携型とし、目標年次までに小学校内の全てのきっずクラブを一体型若しくは連携型として運営します。
- 利用児童数の減少が見込まれる小学校外のクラブでは、近隣の小学校内のクラブとの併合を検討・実施し、一体型比率の向上を図ります。

表 全国の放課後子どもプランの事業類型の概要

	一体化	一体型	連携型	独立型
概要	両事業を小学校内の同一空間で行う。定員を設げずに運営されている例が多い。	両事業を同一小学校内 ^{注)} で行い、共通プログラムに参加できる。国のプランの目指す姿。	両事業の運営場所が異なり、児童のみで移動が困難であるが、共通プログラムを実施している。	両事業の運営場所が相当程度離れており、共通プログラムを実施していない。
配置イメージ	 ※ 共通プログラムあり	 ※ 共通プログラムあり	 ※ 共通プログラムなし	

注) 児童のみで安全に移動できる隣接場所を含む。

表 一体型・連携型事業の目標数

クラブ数	現状 (平成 30 年度)	将来見込み [※] (概ね 5 年以内)	増減
一体・連携型	42 (69%)	46 (75%)	+4 (+8%)
独立型	19 (31%)	15 (25%)	▲4 (▲6%)
計	61	61	

※ 利用児童数の減少に伴うクラブの併合等により数量が変動する可能性があります。

方針 2 わかりやすい事業名称への統一

- 「きっずクラブ B 登録」と「学童クラブ」に区分されていた放課後児童クラブの名称を統一し、放課後事業の総称を「きっずクラブ」とすることを検討します。
- 現在きっずクラブで用いている「A」「B」というイニシャル表記を改め、放課後児童クラブと放課後こども教室の違いを認識できる副名称を付します。

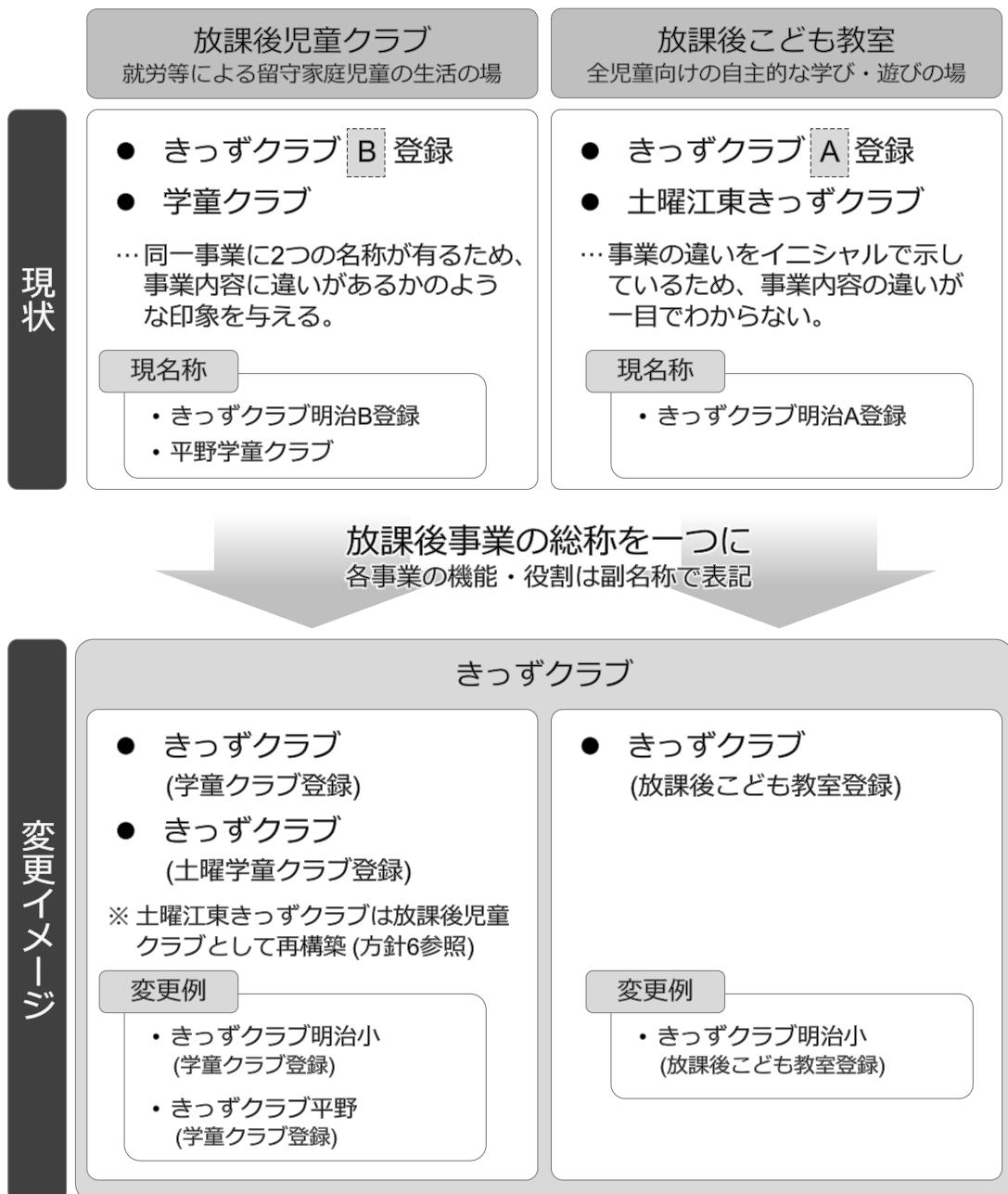


図 わかりやすい事業名称に向けた変更イメージ

方針 3 放課後児童クラブにおける保留児童対策

- 小学校において増築等が見込まれる場合には、保留児童の解消、隣接する小学校外クラブとの併合を考慮し、必要な育成室面積が確保されるよう調整します。
 - 保留児童が発生している小学校内クラブの開所時間と近隣の小学校外クラブの開所時間の整合を図り、利用者児童数の平準化を促進します。
- ※ 保留児童対策と高学年児童の対応について
- … 将来需要推計から、小学校内外いずれのクラブにおいても保留児童の発生が見込まれているため、放課後児童クラブの必要性が高い低学年児童への対応を喫緊の課題とし、高学年児童の受け入れについては小学校における収容対策の状況や保留児童の発生状況を注視しながら、引き続き検討を進めます。

方針 4 放課後児童クラブ利用方法の弾力化と放課後こども教室の開所時間の見直し

- 一定の費用負担の基で、放課後こども教室を利用する留守家庭児童等が放課後児童クラブを朝・夕時間帯に利用が出来るよう調整を進めます。
- 併せて、児童館等の全児童向け施設の開館時間や学校における下校時刻の考え方を踏まえ、放課後こども教室の開所時間の見直しに向けた調整を進めます。

表 量の確保に向けた施策イメージ

	小学校増築時における スペース調整・確保	小学校内・外クラブの 開所時間を整合	放課後児童クラブ 利用方法の弾力化
概要	増築棟整備等に合わせたスペース確保。或いは空き教室の専用室化に向けた調整を実施。	保留児童発生クラブと隣接する小学校外クラブの開所時間を合わせ、利用児童数の平準化を促進。	一定の費用負担の基、放課後こども教室利用児童の朝・夕時間帯の放課後児童クラブ利用を可能とする。
施策イメージ	<p>必要な育成室面積の確保に向けた調整を実施。</p>	<p>小学校内放課後児童クラブと同じ閉室時間に変更</p>	<p>夕方までは放課後こども教室で自由に過ごし、17:00以降は放課後児童クラブで過ごす。</p>

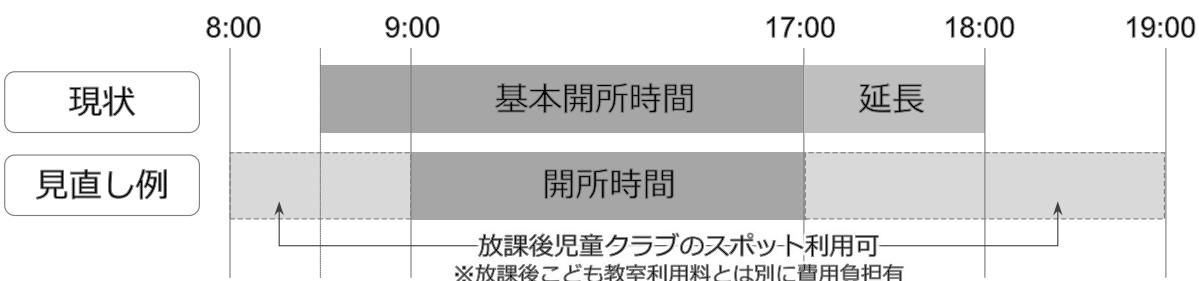


図 放課後こども教室における開所時間の見直し、及び放課後児童クラブのスポット利用例

方針 5 放課後児童クラブの開所時間の見直し(授業日・学校休業日)

- 意向調査の結果を踏まえ、学校休業日における開室時間の前倒し、授業日・学校休業日の基本閉室時間の後倒しに向けた検討・調整を進めます。
- 最終閉室時間については、実態として利用児童数が少ないこと、また児童の健全育成の観点から、従前通り 19 時とすることが適切と考えます。

	8:00	9:00	17:00	18:00	19:00
現状			基本開所時間	延長1	延長2 ※別途費用負担有
見直し例			基本開所時間		延長 ※別途費用負担有

図 放課後児童クラブにおける開所時間の見直し例

方針 6 放課後児童クラブにおける土曜日の育成

- 現在の「土曜江東きっずクラブ」は、土曜留守家庭児童に対する家庭に代わる生活の場の提供を目的に、放課後児童クラブとしての運営に向けた検討を進めます。
- 小学校外の放課後児童クラブ育成室を中心に、児童が多様な活動を行うことができるよう、一定の参加児童数が確保できる拠点方式での運営を想定します。
- 本プランの目標である小学校内での実施を目指し、土曜日の育成を小学校内で行うための課題を整理すると共に、その解決方策を検討します。

表 「土曜江東きっずクラブ」の再構築例

	現状	再構築例
位置づけ	放課後こども教室	放課後児童クラブ
対象児童	全児童	留守家庭児童*
運営方式	拠点方式	拠点方式
実施場所	児童館	・小学校外放課後児童クラブ育成室。 ・小学校内の実施に向けた課題の整理、解決方策の検討を実施

* 現状、「土曜江東きっずクラブ」では留守家庭児童以外の児童も利用していることを踏まえ、一定の費用負担の基、1日利用を可能とする方法が考えられます。なお、全児童向けの土曜日の居場所には児童館、図書館、学校開放、ウィークエンドスクール・こうとう等があります。

方針 7

放課後こども教室における活動場所の環境改善と 自主性・自立性を高める仕組みづくり

- クラブにより状況は異なりますが、学習・読書を行う児童と、自由遊びを行う児童とが混在しているクラブも多く、意向調査において「のんびりしたい」という児童が多い中、落ち着きのある環境づくりが難しい現状があります。また、安全性の確保においても課題があります。
- 今後は、学習・読書等のスペースと自由遊びや運動等のスペースをそれぞれ分離・確保することにより居場所の環境改善を進め、その利用方法については放課後こども教室本来の目的を踏まえ、児童の自主性・主体性を重視します。
- 通学する小学校によって活動環境に著しい不均衡が生じないよう、定期的に利用児童数と各小学校の活動場所の実態を把握するとともに、小学校における活動スペースの創出方法を協議調整していきます。
- 学校休業日においては、個々の事情に柔軟に対応するとともに、児童の自立性を高めるため、登退室時間の制約等の緩和に向けた調整を図ります。

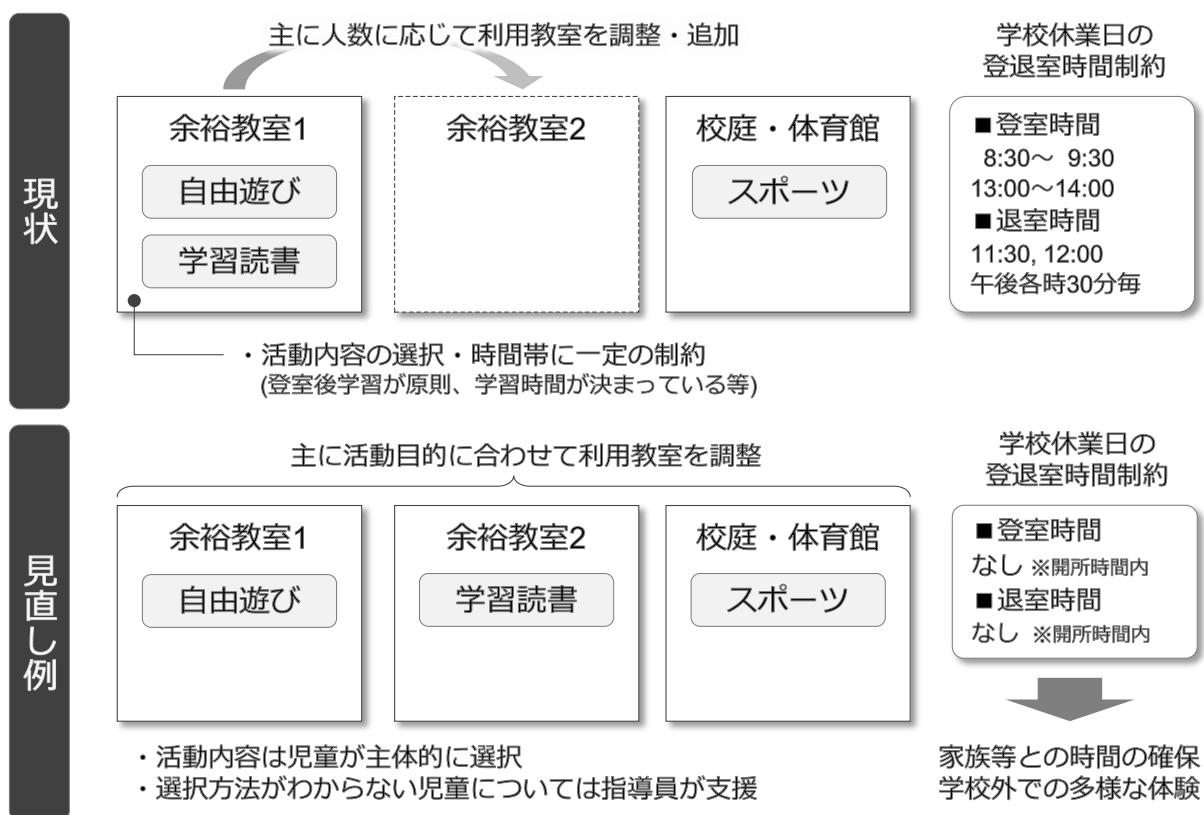


図 放課後こども教室の環境改善と自主性・自立性を高める仕組みづくりのイメージ

方針 8 特別な配慮が必要な児童への対応

- 放課後児童クラブの入会審査会において、新たに関係所管課の参画を得るなど審査体制を充実させるとともに、受入体制の目安となる基準づくりを進め、特別な配慮が必要な児童が安全・安心に過ごせる環境づくりを検討します。
- 放課後こども教室については、児童の状況、実施環境、職員体制等を勘案しながら、受入れについて調整を図ります。
- 障害への理解を深め、共助の意識が醸成されるよう、指導・見守りの中で、障害がある人もない人も共に支えあい、地域で安心して暮らすことができる共生社会の考え方、その重要性について伝えていきます。

方針 9 地域との連携と積極的な情報発信

- 放課後児童クラブ・放課後こども教室におけるプログラムの実施や、放課後こども教室における見守り等において、クラブと地域住民、地域の大学や専門学校、保護者等とが一層連携を図るための仕組みづくりを推進します。
- 土曜日の放課後児童クラブでは、地理的条件を踏まえつつ、Wi-Fiエンドスクール・こうとうや学校開放への参加を検討し、多様な体験を得るとともに、地域とのつながりを深めます。
- 児童にとって最善の放課後環境を検討・選択できるよう、事業内容、各クラブの概要、活動内容等の情報を積極的に公開します。
- 放課後児童クラブ・放課後こども教室では一定数の外国人児童が利用していることから、外国人児童・保護者向けの入会案内等の多言語化を推進します。

表 きっずクラブにおける地域連携の実施事例

連携先	連携内容	
地域住民	・プログラム指導(屋内遊戯、エクササイズ、技能、お話等)	・地域交流(乳幼児親子との交流)
地域団体	・プログラム指導(スポーツ、音楽、室内遊戯、イベント) ・地域交流(季節イベント、お祭り)	・物品提供(校庭開放遊具の借用) ・地域連絡会
地域商店	・物品購入(文具・おやつ等)	・地域交流(季節行事、買い物体験)
地域施設	・地域交流(保育園、高齢者施設、児童館等)	
保護者	・プログラム指導(エクササイズ、技能、工作、お話等)	

方針 10 業務の効率化等による持続性の高い運営方法の推進

- 全国的な労働力不足により、今後職員の確保が一層厳しくなることが想定されます。限られた人的資源を児童の育成や見守りに充てるため、登退室業務の効率化を図るなど、効率的な運営方法について検討を進めます。
- 放課後児童クラブ・放課後こども教室の運営にあたり、国、東京都、区、利用者の適正な負担のあり方や利用料の妥当性等について検証を行い、両事業の質の向上と事業継続性の両立を目指します。

6 プランの推進にあたって

6. 1 児童育成の視点

- 放課後児童クラブは、単に留守家庭児童の放課後等における預かりだけでなく、指導員の支援を受けながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じ、社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っています。
- 放課後児童クラブの役割を踏まえつつ、子どもの自主性、社会性等の一層の向上を図るため、「放課後児童クラブ運営指針」(平成27年4月、厚生労働省)等を基本に、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりを進めていきます。
- 指導員については適切な遊び、生活の援助ができる指導力を養うとともに、きめ細かい配慮と適切な判断ができるよう各種研修等を通じて質の向上を図ります。
- 全児童対策である放課後こども教室では、様々な環境に置かれている児童に寄り添い、対話・遊び・見守りを通じて、児童との信頼関係の構築を図ります。

6. 2 プログラムの視点

放課後児童クラブにおけるプログラム

- 季節行事や誕生日会、おやつ、清掃等の家庭生活に係る普遍的なプログラムについては、その意義・必要性を改めて認識するとともに、今後も継続して実施します。
- 5時間授業日の増加等により、放課後の時間が限られており、児童も「自由遊び」や「のんびりする」等をやりたいことの上位に挙げています。プログラムの実施にあたっては児童への負担が過度にならないよう、バランスの取れた実施頻度・内容で行います。
- 固定的なグループでの取組みや継続的な取組みが可能であり、1日では完成できない制作やサークル的活動等のプログラムを効果的に取り入れます。
- 集団活動が難しい場合には、個人でも取り組めるプログラムを検討・実施し、多様な体験ができるよう配慮します。

放課後児童クラブと放課後子ども教室の共通プログラム

- 学校教育と連携し、知・徳・体にわたる「生きる力」を育むプログラムを実施します。
- 児童意見の反映や、実行委員会を組織してのイベントの企画・実施等、児童の自主性や主体性の育成につながる手法を積極的に取り入れます。
- プログラムの実施にあたっては、専門的知識・技能を持った地域住民や保護者の協力も得るなど、地域との連携を深めていきます。
- 高学年については授業数が多く、放課後の時間帯が限られているため、低学年児童とは異なる内容や頻度でプログラムの実施を検討します。

6.3 プランの推進体制

プランの全体管理

- 施策内容の検討・実施、検証は、庁内の関係者で構成される「江東区放課後子どもプラン検討委員会」において行います。
- 同検討委員会の検討結果は、学識経験者、関係団体、PTA 関係者、小学校関係者等で構成される「江東区放課後子どもプラン推進委員会」に報告するとともに、幅広く意見を聴取し、施策に反映します。
- 継続した利用者アンケートの実施により保護者・児童のニーズを把握し、事業内容の改善を図ります。

クラブにおける推進

- 各きっずクラブにおいて開催している、小学校長、当該小学校 PTA 関係者、地元住民等による「きっずクラブ運営協議会」を通じて、各きっずクラブにおける具体的な取組み内容、地域との連携方策について検討を深めます。

学校との連絡調整

- 国のプランでは学校施設の活用にあたり、放課後児童クラブ、放課後こども教室の両事業が学校教育としての事業ではないことを踏まえ、責任体制の明確化を求めていきます。
- 本区では両事業の運営にあたり、学校施設の活用等に関する覚書を締結し、日々、使用的施設の調整等を学校と行っています。今後、一層円滑な学校内運営に向けた学校、運営事業者、教育委員会事務局との連絡体制づくりを進めます。

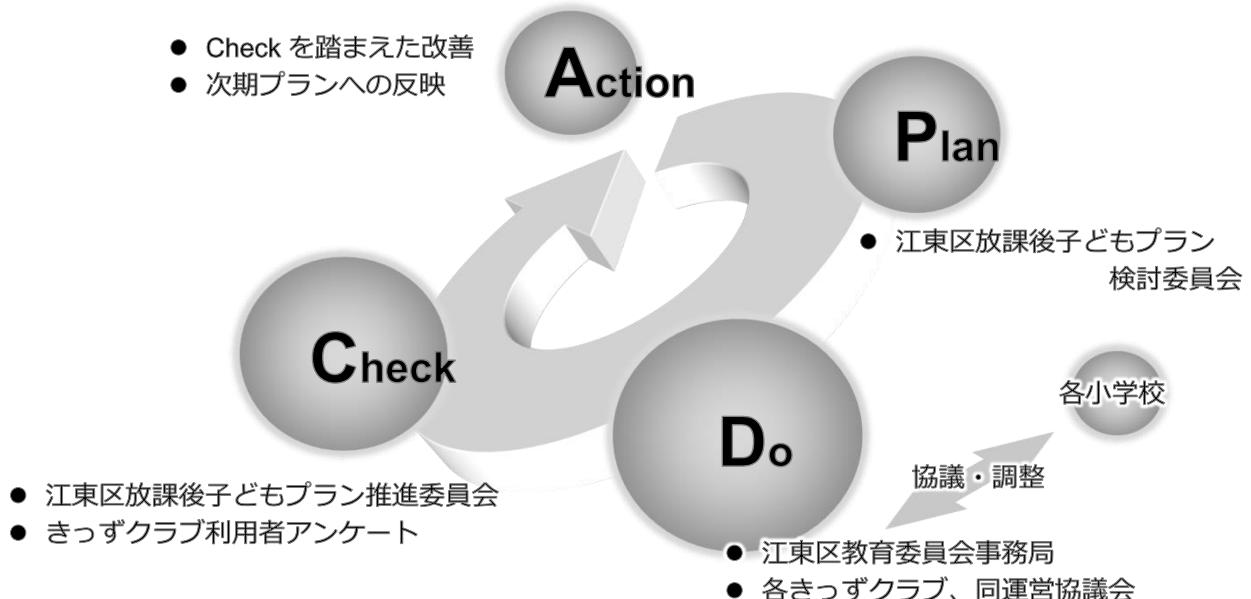
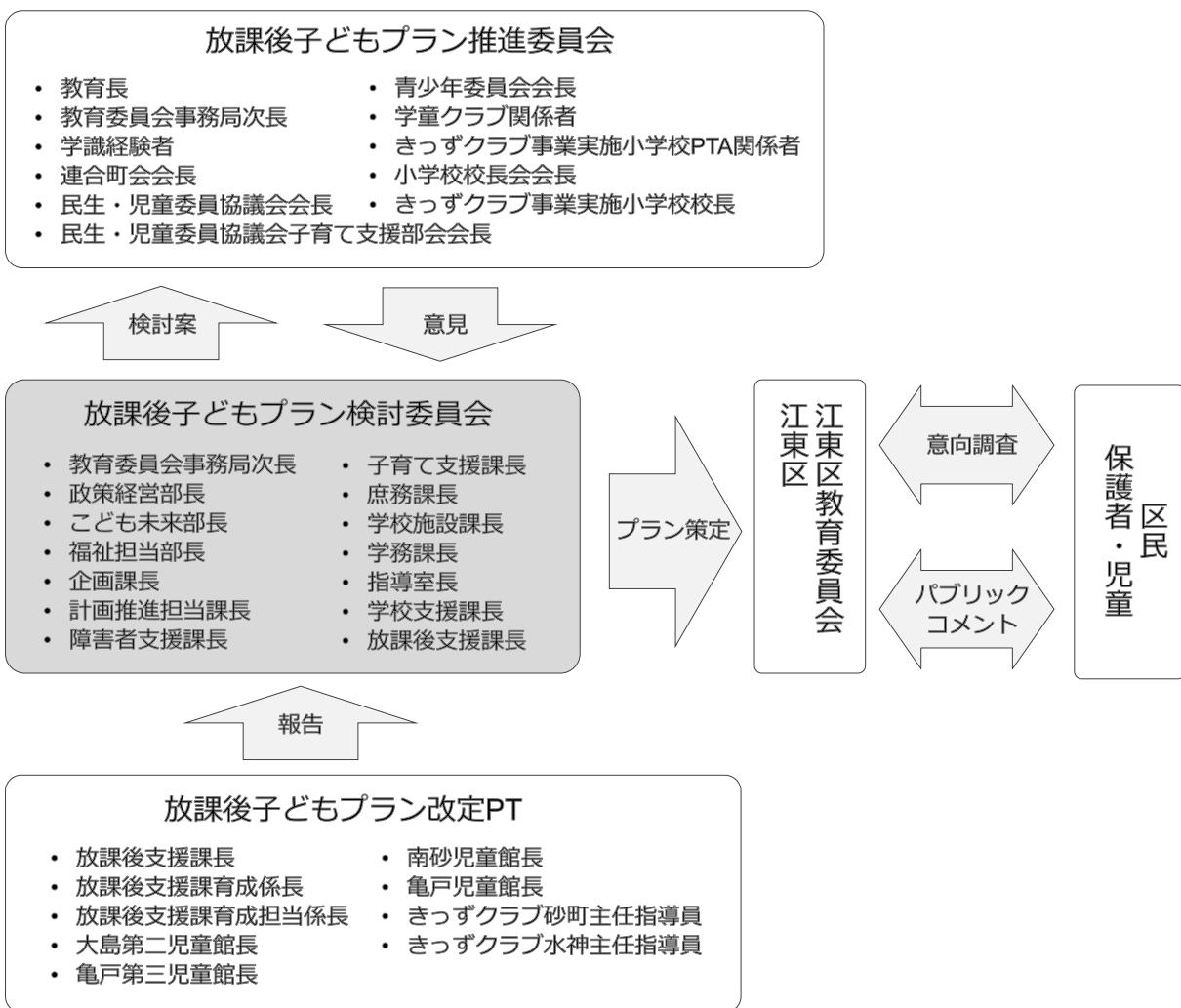


図 江東区放課後こどもプラン推進体制図

参考資料

1 検討体制



2 検討経過

平成 30 年 5 月 28 日	平成 30 年度 第 1 回江東区放課後子どもプラン検討委員会
平成 30 年 7 月 2 日～27 日	平成 30 年度 江東区放課後児童の支援等に関する意向調査
平成 30 年 8 月 24 日	平成 30 年度 第 2 回江東区放課後子どもプラン検討委員会
平成 30 年 9 月 3 日	平成 30 年度 第 1 回江東区放課後子どもプラン推進委員会
平成 30 年 10 月 30 日	平成 30 年度 第 3 回江東区放課後子どもプラン検討委員会
平成 30 年 11 月 5 日	平成 30 年度 第 2 回江東区放課後子どもプラン推進委員会
平成 30 年 11 月 12 日	平成 30 年度 第 4 回江東区放課後子どもプラン検討委員会
平成 30 年 12 月 7 日	平成 30 年度 第 5 回江東区放課後子どもプラン検討委員会
平成 31 年 1 月 29 日	平成 30 年度 第 3 回江東区放課後子どもプラン推進委員会
平成 31 年 2 月 1 日～21 日	パブリックコメント
平成 31 年 3 月 1 日	平成 30 年度 第 6 回江東区放課後子どもプラン検討委員会

江東区放課後こどもプラン

江東区版・放課後子どもプランの改定

平成 31 年 3 月 印刷物番号(30)83 号

編集発行 江東区教育委員会事務局放課後支援課

江東区東陽 4-11-28 電話 03-3647-9111(大代表)

印刷所 株式会社 藤昭印刷興業



江東区教育委員会